

入札・契約担当部署の統合に伴う入札・契約制度の取扱い

令和6年4月1日から、松山市公営企業局管理部契約管理課で行っていた入札・契約事務を松山市総務部契約課に移管します。

これに伴い、入札及び契約の取扱いについて、以下のとおり実施します。

1. 入札・契約担当部署統合後の入札・契約事務について
2. 組織統合に伴う工事等に係る入札・契約制度の取扱いについて
3. 配管工の専任配置の取扱いについて（継続）

1. 入札・契約担当部署統合後の入札・契約事務について

公営企業局契約管理課で実施していた入札・契約事務の取扱いは、令和6年4月1日以降は次のとおりとなります。

(1) 発注者・契約者、入札契約担当課

- ① 発注者・契約者は、「松山市公営企業管理者」から変更はありません。
- ② 入札・契約事務は、「松山市 総務部 契約課」が行います。

(2) 入札契約担当課

① 工事及び工事に係る委託業務（以下「工事等」という。）

水道事業（水道事業、工業用水道事業及び簡易水道事業）及び下水道事業に関する工事等は、松山市総務部契約課で実施します。

② 物品調達

松山市総務部契約課で実施します。

③ 業務委託（①の工事に係る委託業務を除く。）

各業務担当課で実施します。

項目	事業名	入札契約担当課	発注者・契約者
工事等	下水道	総務部契約課	松山市公営企業管理者
	水道	(企) 契約管理課 ⇒ 総務部契約課	
物品調達	水道・下水道	(企) 契約管理課 ⇒ 総務部契約課	
業務委託	水道・下水道	各業務担当課	

※工事等の審査・検査業務は、総務部技術管理課で実施します。

(3) 入札・契約の取扱い等

項目	取扱い・手続き上の注意事項
令和5年度から令和6年度にわたる契約	・入札契約担当課の変更に伴う変更契約等の手続きはありません。 ・公営企業局契約管理課に提出していた書類等は、令和6年4月1日以降は総務部契約課にご提出ください。
入札案件等の掲載場所	・電子入札システム・入札情報公開システム上の掲載場所は、「松山市—総務部 契約課」になります。 ・紙ベースの書類の閲覧場所も、契約課閲覧室になります。
各種様式	・宛先は「(提出先) 松山市公営企業管理者」から変更ありません。 松山市のホームページに掲載している様式を使用します。 (一部、公営企業局用の様式を掲載しているものもありますので、その場合は該当する様式を使用してください。)

工事等の落札決定通知	<ul style="list-style-type: none"> ・一般競争入札、指名競争入札の落札決定については、電子入札システム上で落札決定通知書を送付し、別途電話連絡等はいりません。 ・落札決定通知確認後、総務部契約課へ前払金の可否を連絡し、契約保証の手続きを速やかに行ってください。現金納付の場合は納付書を用意しますので総務部契約課へご連絡ください。 ・契約保証の提出先は総務部契約課となります。
工事等の前払金保証	<ul style="list-style-type: none"> ・前払金保証、中間前払金保証の提出先は総務部契約課となります。請求書と併せてご提出ください。

2. 組織統合に伴う工事等に係る入札・契約制度の取扱いについて

入札・契約担当部署の統合に伴い、これまで入札契約担当課ごとに実施していた以下の制度について、市と公営企業局を一本化して実施します。

令和6年度以降 入札契約担当課	令和5年度以前 入札契約担当課	入札・契約事務を担当する案件	
総務部契約課	総務部契約課	①	市が発注する工事等
			公営企業局が発注する工事等のうち 下水道事業分
	(企)契約管理課	②	公営企業局が発注する工事等のうち①以外

(1) 低入札者排除措置

制度概要	累計回数2回以上低入札を行った場合は、3ヶ月間入札に参加できません。
4月1日以降の取扱い	①②のいずれかの案件で累計回数2回以上低入札を行った場合は、①②両方の入札に3ヶ月間参加できません。(①で1回、②で1回低入札を行った場合も①②両方の入札に3ヶ月間参加できなくなります。)

※低入札を行った場合の注意喚起及び排除措置通知は、市長が通知します。

(2) 低入札落札者の受注制限

制度概要	低入札で落札した場合は、その工事の履行が確認される日までの間は、他の案件を低入札で落札することはできません。
4月1日以降の取扱い	①②のいずれかの案件を低入札で落札した場合は、①②両方の入札を低入札で落札することはできません。

経過措置：令和5年度以前に②の案件で(1)、(2)の制限がかかる場合の制限の範囲は、②の入札に限ります。

(3) 変動係数

制度概要	変動型最低制限価格、変動型調査基準価格の決定に用いる変動係数は、入札執行日の一番早い開札時間までに入札室で決定します。
4月1日以降の取扱い	入札執行日が同一の工事の変動係数は、①②とも同一の変動係数を使用します。

3. 配管工の専任配置の取扱いについて（継続）

現在、松山市公営企業局発注の水道管工事においては、原則として技能資格を持つ配管工を専任で配置することとしていますが、入札契約担当課が変更となる令和6年4月1日以降も引き続き実施します。

詳細は「[配管工の専任配置の取扱いについて](#)」をご確認ください。